

施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準

平成十八年十二月二十八日経済産業省告示第三百六十九号

(一部改正：令和六年三月五日経済産業省告示第二十一号)

一 競走路

- (一) 十五メートル以上の平行する二つの直線部及び半径二十五メートル以上の相対する二つの最小半径曲線部並びに直線部及び最小半径曲線部の間を接続する緩和曲線部から成る線(以下「三百メートル以上測定線」という。)を基準線とする周回競走路(以下「三百メートル以上競走路」という。)を設けてあること。その場合にあつては、三百メートル以上競走路の距離は、三百メートル以上測定線上において一周三百メートル以上五百メートル以下であること。
- (二) 十五メートル以上の平行する二つの直線部及び半径十九メートル以上の相対する二つの最小半径曲線部並びに直線部及び最小半径曲線部の間を接続する緩和曲線部から成る線(以下「二百五十メートル測定線」という。)を基準線とする周回競走路(以下「二百五十メートル競走路」という。)を設けてあること。その場合にあつては、二百五十メートル競走路の距離は、二百五十メートル測定線上において一周二百五十メートルであること。
- (三) 三百メートル以上競走路の幅員は、三百メートル以上測定線から内側に〇・三メートル及び三百メートル以上測定線から外側にホームストレッチにあつては八・七メートル以上、バックストレッチにあつては七・七メートル以上、その他の部分にあつては六・二メートル以上であること。
- (四) 二百五十メートル競走路の幅員は、二百五十メートル測定線から内側に〇・二メートル及び二百五十メートル測定線から外側に六・八メートル以上であつて、その幅員は周長にわたって一定であること。
- (五) 三百メートル以上競走路及び二百五十メートル競走路(以下「両競走路」という。)の横断面の上辺は直線とし、かつ、両競走路には、次に掲げる算式により算出された傾斜があること。

$$\tan \theta = v^2 / gr$$

v=自転車の速度(14m/sec 以上)

g=重力の加速度(9.8m/sec²)

r = 当該両競走路の曲率半径(m)

ただし、直線部にあっては、外側より内側に向かって百分の四以上下降するものであること。

(六) 両競走路の路面は、アスファルト、セメント、アンツーカー等で舗装され、又は腐食しにくい木材(両競走路が屋内に設置されている場合に限る)で建築され、競走を公正安全に行うため必要な硬度及び強度を有し、平たんでき裂又ははく離がなく、かつ、均質なものであること。

(七) 三百メートル以上競走路の退避路は、三百メートル以上競走路の内側に三百メートル以上競走路の路面と同一に舗装又は建築された幅員一メートル以上で、かつ、三百メートル以上測定線より〇・三メートル内側の線より〇・三メートル以上は三百メートル以上競走路と同一傾斜角で下降し、以後徐々に傾斜角を緩和して平面に近づく傾斜を有すること。

(八) 二百五十メートル競走路の退避路は、二百五十メートル競走路の内側に二百五十メートル競走路の路面と同一に舗装又は建築された幅員〇・七メートル以上で、かつ、二百五十メートル測定線より〇・二メートル内側の線から傾斜角を緩和して平面に近づく傾斜を有すること。

(九) 両競走路の退避路の内側に有がいの堅ろうな排水設備を設けてあること。ただし、競輪場が両競走路の排水に支障がない構造又は設備を有するときは、この限りでない。

(十) 両競走路の外側及び内側に、競走の障害の防止並びに選手及び観客の安全の確保を図るための十分な措置を講じてあること。さくを設ける場合にあっては、その構造及び素材は、観客がレースを観る際の妨げにならないものであること。また、ポリカーボネイト等の板を用いる場合にあっては、透明性の低下、音の伝達の阻害等が生じないものであること。

二 開催本部

開催本部は、観客から隔離され、かつ、競輪の実施を監督し、又は指揮するのに適当な場所に位置し、観客の動静を把握できる装置を備えていること。この場合においては、開催本部は開催執務委員長室、競技委員長室及び警備本部を含むものとする。

三 審判施設等

(一) 審判施設等は、観客から隔離され、かつ、審判業務が円滑に実施することができる場所に位置する決勝審判室、審判員控室及びその他審判に必要な設備とする。

(二) 決勝審判室は、競走の審判に必要なビデオ設備及び写真判定設備並びに先頭誘導選手への指示連絡設備を有し、両競走路の外側であって決勝線の延長線上にある両競走路全域をふかんでできる箇所にて設けてあること。

(三) 審判員控室は、審判員の数に応じ審判業務遂行上支障のない適当な広さと設備を有し、決勝審判員控室は決勝審判室に、走路審判員控室は両競走路に、それぞれ近接した場所にあること。

(四) その他審判に必要な設備は、次のとおりとする。

イ 競走状況監視装置

ロ 決勝写真の撮影に必要な対面鏡及び照明設備

ハ 審判員相互間の同時通話設備

ニ 先頭誘導選手の控室及び先頭誘導選手の自転車保管場(選手管理施設等から隔離された場所に設置すること。)

四 選手管理施設等

(一) 観客から完全に隔離された場所に、競走に参加する選手に係る業務に必要な広さと設備を有する次の施設を設けてあること。

イ 管理事務室(選手の控室に隣接する位置に設置すること。)

ロ 番組編成室

ハ 賞金、手当及び旅費等の支給室

ニ 検車事務室、自転車の検査場、修理場、保管場及び練習用設備

ホ 医務室(選手の身体検査及び応急手当を行うに必要な広さと設備を有し、かつ、搬出入が容易にできる場所及び構造であって、寝台三台以上を設けてあること。)

ヘ 選手の控室(選手の数に応じた適当な広さを有する衛生的な部屋であって、選手が十分に休養できるものであること。)

ト 出走すべき選手の控室(当該競走に出走すべき選手の控室を両競走路への出場口に近接した場所に設置し、次の競走に出走すべき選手の控室をそれに近接した場所に設置すること。)

チ 選手のための食堂、売店、洗面所、浴室及びトイレ

リ 選手の観覧席又は観覧用設備

(二) 選手の両競走路への出場口及び出場路並びに両競走路からの退場口及び退場路は観客から完全にしゃ断されたものであること。

五 車券の発売等の用に供する施設等

(一) 車券の発売等の用に供する窓口は、総収容人員数に応じた適当な数であり、かつ、相互に適当な間隔を有するものであること。

(二) 車券の発売等の用に供する窓口の前面は、入場者の交流が妨げられないように十分な広さを有するものであること。

(三) 車券の発売等の用に供する各施設に現金及び重要書類を保管するための設備を設けてあること。

六 観客の用に供する施設等

(一) 冷暖房を有し、椅子席を備えた、適当な数の観客席を設けること。

(二) 観客の見やすい場所に確定出場選手、車券の発売金額、勝者及び払戻金額等を明示するための表示設備を設けてあること。

(三) 観客の用に供するため、適当な数及び広さの次の施設又はその機能を有した設備を、利用しやすい場所に設けてあること。

イ インフォメーションコーナー

ロ 初心者ガイダンスコーナー

ハ お客様相談所

ニ 荷物預り所

ホ 救護所

ヘ 飲食・休憩スペース（飲食店を設置する場合は食品取扱設備、洗浄設備、給水設備及び残物等処理設備を備えていること。）

ト 売店

チ トイレ

リ 駐車場等(駐車場等は、競輪場周辺の道路交通等に支障を及ぼすことのないよう入場者の自動車等を収容するに十分な広さであること。自ら設置することが困難である場合には、競輪開催期間中については他の駐車場等所有者等との契約により十分な広さの駐車場等を確保すること。)

七 その他開催に必要な施設等

- (一) 報道関係者のための場所を設けてあること。
- (二) テレビ実況のための場所を設けてあること。
- (三) 場内の主要施設間の連絡のための機器その他の適当な連絡設備を設けてあること。
- (四) 放送設備を次の場所に設けてあること。

イ 開催本部

ロ 決勝審判室

ハ 主たる投票所及び払戻金交付所

ニ その他必要な場所

- (五) 電気設備は、競輪を支障なく運営するために必要十分な容量を有するものとし、かつ、停電時において決勝判定写真の撮影、場内放送、投票業務及び払戻業務等が支障なく行える補助電気設備を設けてあること。
- (六) 開催本部、審判施設、選手管理施設及び車券の発売等の用に供する施設間において、観客と接しない連絡通路を設けてあること。
- (七) 警察官詰所及び場内取締員控所を設けてあること。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。